

産前・産後ヘルプ事業について

1 制度の概要

利用対象者	妊娠中又は出産後の体調不良等のため、家事又は育児が困難であり、かつ昼間にその方を介助する者が他にいない方
派遣先	原則、利用対象者の自宅（里帰り先[市内に限る]）の派遣も対象となる場合あり）
派遣期間	母子健康手帳交付後から <u>出産後1年以内</u> 出産に伴う入院期間終了後2か月以内も派遣可
派遣回数（1日あたり）	1日2回まで
派遣日数・時間	1日4時間以内で計80時間以内 多胎の場合は計100時間以内
派遣日時	毎日 午前8時から午後6時
派遣しない日	年末年始（12月29日～1月3日）
委託料	2,854円（1時間当たり、交通費込み。消費税等別途） 利用者負担額を差し引いた金額を市から支払

2 利用対象者について

妊娠中（母子健康手帳交付後）又は出産後1年以内または出産に伴う入院期間終了後2か月以内の期間で、体調不良等のため、家事又は育児が困難な方で、昼間、その方を介助する人がいない方が対象です。

祖父母と同居している方、夫が育児休業等で昼間、在宅している方については、利用対象外です。（ただし、家事又は子育てを手伝えない状況がある場合は派遣可能）

また、利用対象者が自宅に留守（不在）の場合は原則派遣しませんので、出産に伴う入院中の自宅への派遣はできません。

3 派遣場所について

原則、利用対象者の自宅となります。市内での里帰り出産の場合、祖父母が就労等で昼間、不在等の場合は里帰り先への派遣も対象となります。

4 サービス内容

家事、育児に関する直接的、日常的に必要な業務に限ります。

【家事等に関すること】

サービス内容	できる(例)	できない(例)	提供の範囲・条件等
調理	- 調理 - 配膳、片付け - 食器等の洗浄 - テーブル拭き	- 大量の調理 - 特別な手間がかかる調理（正月料理等）	利用者が日常的に担う同居家族分まで
衣類の洗濯・補修	- 衣類の洗濯、干す、たたむ - アイロンかけ - 裁縫（ボタン付け、簡単な繕い）	- 大量の洗濯、アイロンかけ - 特別な手間を要する洗濯（手洗い等）	利用者が日常的に担う同居家族分まで
部屋等の清掃、整理整頓	- リビング、寝室、台所等の簡易な掃除（掃除機、拭き掃除） - 整理整頓	- エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫等の掃除 - 風呂場のカビとり - 換気扇の掃除 - ワックスかけ - 窓の掃除 - 庭の掃除（剪定、草むしり、草木の水やり）	利用者及び新生児が普段利用する居室等を中心に、利用者が日常的に担う範囲まで
生活必需品の買い物	近隣のスーパー等での食材、日用品等の買い物	- 大量の買い物 - 生活必需品以外の買い物	
きょうだいの世話	- 徒歩 15 分以内の送迎（保育所、幼稚園、学童等） - 居宅内での遊び相手	- 塾等の送迎 - きょうだいの医療機関受診の付き添い	- 子どもを連れて徒歩 15 分以内の距離 - ヘルパーが車を運転しての送迎は不可
その他	- 布団を干す - シーツ交換 - 郵便局又はポストへの郵便物の持ち込み - ごみ出し	- 店番、商品の販売 - 家屋の修繕 - 来客の応接 - ペットの世話 - 銀行への振込み、引き出し	

【育児等に関すること】

サービス内容	できる(例)	できない(例)	提供の範囲・条件等
授乳のお手伝い	・湯沸し、ポットへの移し替え ・調乳 ・哺乳瓶の洗浄、消毒、片付け	ヘルパーがひとりで赤ちゃんのお世話をすることはできません。	
おむつ交換	・おむつ交換		
沐浴介助	・着替えの準備 ・ベビーバスの準備、片付け ・乳児の身体のふき取り、着替え等		
病院の付き添い	・乳児の健診、通院、予防接種	・利用者の医療機関受診の付き添い（妊婦健診、産後健診を除く）	・双子を養育又は利用者の体調が非常に優れない場合に限る ・乳児の健診、通院、予防接種の場合は、利用者の同伴が必要
その他	・乳児の食事づくりの手伝い ・ベビー布団を干す		

5 事業者登録

(1) 資格

産前・産後ヘルプ事業を実施するには、以下のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条の規定に基づく指定を受けている指定訪問介護事業者で名古屋市域を活動範囲とするもの
- ② 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 34 条の 15 の規定に基づく認可を受けている居宅訪問型保育事業者で名古屋市域を活動範囲とするもの
- ③ 産前・産後ヘルプ事業事業者登録等実施要綱の別表に定める基準をすべて満たすことのできる事業者

【別表に定める基準（一部抜粋）】

- ・法人格を持つ事業者であり、利用者の自宅に職員を派遣して家事介護サービスや育児援助を行う事業の実施について定款等基本約款に定めがあること。

- ・当該事業について、3年以上の事業実績があること。
ただし、居宅訪問型保育事業者であって児童福祉法第34条の15の規定に基づく認可を受けていないもののうち、同法第59条の2に基づく届出を行っている場合においては1年以上の事業実績があること。
- ・名古屋市内又は名古屋市に接する市町村に事業所があり、名古屋市内の1以上の区の全域で活動できること。 等

(2) 登録手続き

① 登録に必要な書類

- ・名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録申請書（第1号様式）
- ・添付書類（別紙「提出書類一覧」参照）

② 申請書等提出先

- ・名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課

③ 審査・登録の決定

- ・提出書類の審査を経て登録決定後、名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録等決定通知書をお送りします。

④ 契約

- ・登録の決定後、業務委託契約書を締結します。